(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名鋸南町(都道府県: 千葉県)本事業の担当部局名税務住民課

事業	ŧ	メ		=	ュ	_	結婚新生活支援事業							
区						分	結婚新生活支援							
関連	事	3 3	ŧ.	メ <i>ニ</i>		_	4_1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借予援(一般コース)	費用に係る	る支援及び引起	遺費用等に	係る支			
個別事業名			業	名	鋸南町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での 実施も含む) 継続								
実施期間				間			交付決定日 ~ 平成36年3月31	事業開始年度	令和2	年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1					定額	湏	900,000			円				
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け ※(注)2				及7	ゾそ	の	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 当町の人口は20年間で28%減少、65歳以上の高齢化率は50%ちかくまで迫っており、少子高齢化が顕著になっている。10代から40代を対象にしたアンケートでは、独身の割合は「婚姻歴あり」を含めて64.1%であるが、独身者のうち「結婚するつもりはない」と答えた方は6.8%に留まっている。結婚していない理由のうち経済的理由を答えに揚げた方は独身者のうち29.2%であった。一方、既婚者に対するアンケートでは、理想的な子どもの数を2人若しくは3人と答えた方は、併せて86.1%であった。 <本個別事業の位置付け> これらのことから、結婚に対して経済的支援を行うことで、結婚の早期化、出産へと繋がる有効な手段といえる。生産年齢人口の流出抑制策としての働く場所の創成、種々の子育て支援策を実施しているが、就労と出産の間に介在する結婚に対して支援策を講じることで、連続した定住支援策を講じ、生産年齢層の流出に歯止めをかけるとともに、出産数の増加に繋げたい。 (本個別事業における現状と課題)							
	11	11. 概要												
		I:MAS 【補助対象要件】												
		•所得要件 		·]	夫婦の合計所得が 自治体独自 基準の場合 基準の場合									
		•年齢要件 🗸		′	夫婦ともに婚姻日における年齢 自治体独自									
	F	【補助上限額】												
個 別		29歳以下 の場合		~	·]	各質用に除る音計が60万円 基準の場合								
事業			場	合		′	各費用に係る合計が30万円 自治体独自 基準の場合							
の 内 容 ※(注)3	・世帯全員が町税等・過去にこの制度に・リフォーム補助金				自要が町が町間補助	件】	を滞納していないこと。 基づく補助金を受けたことがないこと。							
	上記以外:1世帯(1世帯1世帯	売(目 売(ロ	<th 1="" rowspan="2" td="" ともに29歳以下="" 上記のうち="" 世帯="" 世帯<="" 左記以外=""></th>							
									年 <u>4</u> 月 ~ 令 見込 世帯数	3和 <mark>_ 5 </mark> 年 	3 世帯			

②継続補助見込	継続補助実施の有無	無	
見込世帯数			世帯
対象経費支出予定額			円

3. 広報の実施予定

ホームページ、SNSの活用、また広報誌への掲載、該当者への個別通知

	KPI項目	単位	目標値	現状値		
少子化対策全体の重要	婚姻件数	件	14 (令和5年)	14(令和2年)		
単学 単数 単数 単数 単数 単数 単数 単数 単数 単数 単数						
定量的成果目標 ※(注)4						
产里的从木口1 床 %(注)4						
	項目	単位	直近の実績			
参考指標	合計特殊出生率	%	0.76(令和3年)			
※(注)5	婚姻件数	件	14 (令和3年)			
	婚姻率	%	1.9 (令和3年)			
	KPI項目	単位	目標値	現状値		
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80	0		
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0		
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援され					
個別事業の重要業績評	ていると感じた世帯の割合」	%	80	0		
価指標(KPI)及び定量的						
成果目標 ※(注)6						
从木口际 太(注/0						
他自治体との連携・役割 分担の考え方及び具体 的方法 **(注)7						
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具本動産業者にチラシを配布し、幅広く対象世帯に情報提供・制度の周知を図る。本的方法※(注)8						

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
- ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
- ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
- ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
- ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載する。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。